

国民健康保険税について

国民健康保険は、万が一の病気やケガなどに備えて、加入者がお互いに協力して掛金（国民健康保険税）を出し合い、病気やケガをしたときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国民健康保険税は、制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源ですので、納期限までに納めましょう。

◎お問合せ先
国民健康保険税の課税、納付に関すること
市役所宮前町庁舎 税務課

課税・減免：市税係 ☎ 62-1116
納付：収納係 ☎ 62-1115

国民健康保険に関すること
市民課国保年金係(本庁) ☎ 62-1118
合川総合窓口センター ☎ 78-2112
森吉総合窓口センター ☎ 72-3115
前田出張所 ☎ 75-2111
阿仁総合窓口センター ☎ 82-2112
大阿仁出張所 ☎ 84-2311



●納税義務者は世帯主となります

国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。世帯主が、国民健康保険に加入していなくても、世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主（擬制世帯主といいます）に納税通知書および納付書が送付されます。

●納付方法は普通徴収と特別徴収

納付の方法は、普通徴収（納付書または口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）の2通りあります。普通徴収の場合は、7月に郵送する納付書により、金融機関や市役所（本庁舎、宮前町庁舎及び各総合窓口センター、各出張所）の会計窓口、東北6県のゆうちょ銀行または郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。（ただし、納期限を過ぎたものは、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストアでは納付できません）口座振替の手続きをされている方は、各納期限の日に届出の口座から自動的に引き落としになります。

【普通徴収の納期（期別・納期限）】

第1期 8月2日	第5期 11月30日
第2期 8月31日	第6期 12月27日
第3期 9月30日	第7期 1月31日
第4期 11月1日	第8期 2月28日

●税率等と算定方式

国民健康保険税は、次の表①～③項目の3方式で算定し、1年間の税額が決まります。国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援金等分（以下「支援金分」という）、介護分（40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ）を合算したものが課税されます。本年度の税率等は次の表のとおりです。（※令和2年度から変更はありません）

- 所得割 各加入者の前年の所得から43万円を差し引いた額に税率を適用して計算
- 均等割 加入者1人あたりにかかる額
- 平等割 1世帯あたりにかかる額
- 特定世帯 国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した方がいる世帯のうち、国民健康保険の被保険者が1人だけの世帯（5年間限定）
- 特定継続世帯 特定世帯に該当して5年経過後、さらに3年間の軽減期間が延長された世帯
- 課税限度額 世帯に課税される年税額の上限

区分	①所得割	②均等割 (1人あたり)	③平等割			課税限度額
			特定世帯以外	特定世帯	特定継続世帯	
医療分	9.15%	24,000円	24,000円	12,000円	18,000円	63万円
支援金分	1.95%	4,000円	4,000円	2,000円	3,000円	19万円
介護分	2.10%	7,000円	6,000円	6,000円	6,000円	17万円

●特別徴収（年金からの天引き）の対象となる方 次の条件を全て満たしている方です。

4月1日に納税義務者（世帯主）が、国民健康保険の被保険者であること

国民健康保険の被保険者が、全員65歳以上75歳未満であること

納税義務者の特別徴収となる年金受給額が、年額18万円以上であること

納税義務者の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1以下であること

※特別徴収初年度の方は、第1期、第2期、第3期分は普通徴収になります。

※世帯主が75歳になる年度は普通徴収になります。

特別徴収から口座振替による普通徴収へ変更ができます。変更には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

【特別徴収月】
4月・6月・8月
10月・12月・2月

●軽減制度について ※令和3年度から軽減判定基準が一部変更になります

前年中の所得が軽減判定基準額以下の世帯は医療分、支援金分、介護分それぞれの均等割額、平等割額が軽減されます。判定に用いる所得は、令和3年4月1日現在の国民健康保険加入世帯の世帯主（擬制世帯主を含む）、被保険者および特定同一世帯所属者の合算所得になります。（世帯内に所得未申告者がいる場合は、軽減対象になりません）4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更などがあつたときは、加入日時時点で判定されます。申請等の手続きは必要ありません。

- 青色専従者給与額または事業専従者控除額は、その事業主の所得として判定されます。
- 土地等の取用等による譲渡所得は、特別控除前の額で判定されます。
- 65歳以上の方の公的年金等の所得は、年金所得から15万円を控除した額で判定されます。

●軽減判定基準を見直しました

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、減額基準額を10万円引き上げるとともに、給与所得者が世帯に2人いる場合は、その合計額から1を引いた数×10万円を加え、税制改正の影響を抑えるよう改正を行いました。

軽減判定基準額	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	7割
43万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	5割
43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	2割
○給与所得者等・・・一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者	
○特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療保険に移行したため、国保の被保険者資格が適用終了した方で、引き続き同一世帯に属している方	

●非自発的失業者への軽減制度

倒産や解雇などの非自発的理由により失業された方に対し、軽減制度が設けられています。

この制度は、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者について、前年の給与所得を100分の30とみなして算定するものです。この軽減を受けるためには届出が必要です。届出の際には、個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードやマイナンバー通知カード）、雇用保険受給資格者証、印鑑をお持ちください。

●減免制度について

※新型コロナウイルス感染症関係の減免については、17ページをご覧ください。

次の①～③のいずれかに該当する場合で、納期限の延長や猶予を行っても、なお納めることができないと認められると、一時的な救済措置として減免される場合があります。なお、申請する方は納期限までに税務課市税係へ申請書等を提出してください。

- ①震災、風水害、火災等の災害により、納税義務者等の所有する財産に甚大な損失を被った場合
- ②生活困窮のため、公私の扶助を受けているまたはこれに準ずると認められる場合
- ③失業、疾病、負傷等やむを得ない事情により、所得が皆無または著しく減少し、生計の維持が困難な場合

●国保税の納付は口座振替が便利

口座振替にすると、納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もありません。一度手続きをすると翌年以降も継続されますので、便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。お申し込みは、①国保税の納付書、②預金通帳、③通帳届出印をお持ちになり、市内の金融機関の窓口でお手続きください。

国民健康保険税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに国民健康保険税を滞納すると、一旦、医療費を全額自己負担しなければならない場合（被保険者資格証明書の交付）があります。

納税が困難なときはそのままにせず、早めに税務課収納係へ分割納付などの納税相談にお越しください。